

役員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人CSRプロジェクト（以下「法人」という。）の定款第30条の規定に基づき、法人の役員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤でない理事とは、それ以外の理事をいう。
- (3) 常勤の監事とは、監事のうち、法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤でない監事とは、それ以外の監事をいう。
- (4) 報酬等とは、その名称の如何を問わず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第89条で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わず、また、費用とは明確に区別されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいい、報酬等とは明確に区別されるものとする。

(報酬等の額)

第3条 この法人は、常勤及び非常勤にかかわらず、役員に報酬を支払わない。ただし、講師謝金等を別表の基準に基づき支給することができる。

2 役員が職員として職務を遂行した場合は、給与規程に基づいて給与を支給することができる。

(賞与、退職慰労金等)

第4条 法人は、役員に対し、前条に規定する報酬等以外に、賞与、退職慰労金その他の報酬等の支給は行わない。

(報酬等の支払方法)

第5条 役員の報酬は、原則3月、9月の末日にまとめて本人の指定する銀行口座に振り込むことで支給する。ただし、個別契約により支払日を限定しているものについては契約に準じて支払うものとする。

(費用)

第 6 条 役員が負担した費用については、この請求があつた日から遅滞なく支払うものとする。

(改定)

第 7 条 この規程の改定は、社員総会の決議により行うものとする。

(補則)

第 8 条 この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則 この規程は、令和 2 年 3 月 1 日から施行する。(令和 2 年 2 月 24 日理事会決議)

<別表>

講演講師謝金等	1 時間あたり 10,000 円～ 50,000 円
電話相談ファシリテーター	相談一件あたり 4000～5000 円